

研究倫理相談員に関する申合せ

平成 19 年 3 月 15 日
制定

改正 平成 28 年 1 月 19 日

令和 6 年 3 月 20 日

1 目的

この申合せは、大学運営会議研究倫理委員会内規（以下「内規」という。）第 11 条に基づき、研究倫理相談員（以下「相談員」という。）が、「研究活動上の不正に関する苦情、相談等」（研究倫理規準第 13 条第 3 項）に対応するための必要な事項を定める。

2 苦情・相談等の受付

（１）苦情、相談等の受付は、面談のほか、手紙、電子メール、電話、FAX などいずれの方法でも受け付ける。

（２）相談員は、相談に際して必要ある場合は相談者に助言することができる。

3 苦情・相談等の記録

相談員は、苦情、相談等の内容を別紙記録票に記録して保管する。手紙、電子メール等記録された文書等は、記録票に添付するなどして適切に保管するものとする。

4 委員長への報告

（１）相談員は、苦情・相談等の内容について、相談者の了解を得て、大学運営会議研究倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）へ報告するものとする。ただし、相談等の内容が、著しく研究倫理規準に反するものと認められる場合は、了解を得ずして報告することができる。

（２）報告は、直接、委員長に行うものとする。ただし、委員長が不在等やむをえない事情のあるときは、副委員長に報告することができる。

5 問題の解決

委員長は、苦情・相談等の問題解決のため、相談等を受け付けた相談員以外の相談員に協力を求めることができる。

ただし、必要な対応策（指導、助言、学長への報告等）については大学運営会議研究倫理委員会の責任で決定する。

6 プライバシーの保護

相談員は、個人のプライバシー保護に特に留意し、苦情、相談等を受けた過程で知りえた事実を、内規及びこの申合せに定めるもののほか、他に漏らしてはならない。

7 その他

（１）大学運営会議研究倫理委員会は、相談員が苦情・相談等に適切に対処するために、必要な研修の機会を設けるものとする。

（２）苦情、相談等を受け付けるために、相談員の氏名、所属、職名、研究室又は事務室の電話番号及び FAX 番号、電子メールアドレスを公表する。

8 改廃

この申合せの改廃は、大学運営会議研究倫理委員会の議を経て行う。

附 則

この規準は、平成 19 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 19 日）

この規準は、平成 28 年 1 月 19 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 20 日）

この規準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。